

## NET119 緊急通報システムのご案内

【NET119】とは、聴覚や言語機能の障がいにより音声での会話が困難な方が、スマートフォン・タブレットなどのインターネットを利用して、音声によらない119番通報ができる緊急通報システムです。

**利用対象者** 高幡消防組合構成市町(須崎市・四万十町・中土佐町・梶原町・津野町)に在住または高幡消防組合構成市町内の事業所、各種学校に通勤・通学される聴覚や言語などに障がいのある方。

**申請・登録方法** NET119 利用申請書に必要事項を記入し、各申請窓口に提出して登録を行ってください。

### 申請窓口・お問い合わせ先

#### 健康福祉課

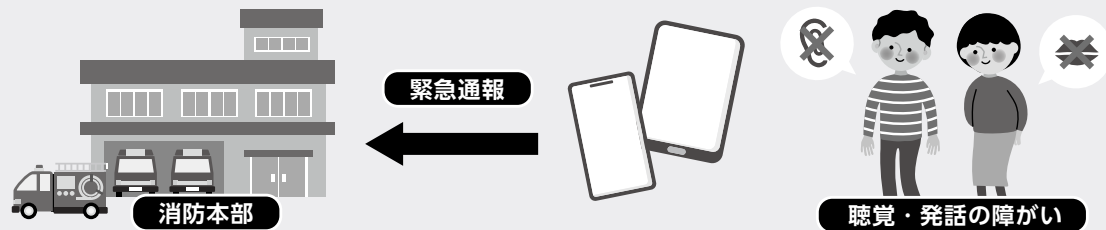
☎22-3115 FAX 22-3725  
✉106020@town.shimanto.lg.jp

#### 大正地域振興局 町民生活課

☎27-0112 FAX 27-1190  
✉202000@town.shimanto.lg.jp

#### 十和地域振興局 町民生活課

☎28-5112 FAX 28-5555  
✉302000@town.shimanto.lg.jp



## 腎臓機能障害者通院費助成について

腎臓機能の障がい有する方に対し、透析医療機関までの通院費を助成します。

|       |                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 助成対象者 | 下記の①から③のいずれにも該当する方<br>① 町内に住所を有する方<br>② 腎臓機能の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方<br>③ 人工透析療法のために医療機関へ通院する方<br>※医療機関による無料の送迎を利用して通院している場合は対象外となります。                       |
| 助成金の額 | 片道 2km以上10km未満：月額1,000円<br>片道10km以上30km未満：月額3,000円<br>片道30km以上：月額5,000円                                                                                      |
| 申請方法  | 助成金交付申請書と医療機関で証明してもらった通院証明書を下記期日までに提出してください。<br>● 4月から9月までの通院に係るもの………当該年度の10月末日まで<br>● 10月から翌年3月までの通院に係るもの………翌年度の4月末日まで<br>※助成を希望される方は、下記お問い合わせまでご連絡をお願いします。 |

**提出先・お問い合わせ先** 健康福祉課 ☎22-3115  
大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112 十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112

## 令和5年度 入札結果 (令和6年1月実施分)

| 工事名等                          | 工事場所等 | 落札業者名   | 契約金額(円)   | 入札日  | 工期        |
|-------------------------------|-------|---------|-----------|------|-----------|
| 令和5年度 四万十町保育所遊具撤去・新設工事 (十和地区) | 昭和    | (有)岡田建設 | 3,608,000 | 1/18 | 1.25～3.31 |
| 令和5年度 四万十町保育所遊具撤去・新設工事 (窪川地区) | 町内    | (有)台地鉄工 | 5,456,000 | 1/18 | 1.25～3.31 |

※ 予定価格250万円以上の工事・委託業務についてのみ公表しています。契約金額は、消費税および地方消費税込みの金額。

## 障がい者に関する手当のお知らせ

日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい者(児)で、支給要件を満たす方に下記の手当が支給されます。該当すると思われる方はお問い合わせください。



### 特別障害者手当

#### 対象者

著しい重度の障がい有するのために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方

#### 障害程度

- ①身体障害者手帳1級または2級程度の障がい重複しており、条件を満たしている方
- ②特に重度の身体機能の障がいがあるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方
- ③内部障がいがあり、安静度が絶対安静の方
- ④精神または知的障がい日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方

#### 支給制限

- ①障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合
- ②病院、診療所に3か月を超えて入院している場合
- ③受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

#### 支給額

月額28,840円(令和6年4月時点)

### 障害児福祉手当

#### 対象者

日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方

#### 障害程度

- ①身体障害者手帳1級程度の障がいがある人および2級程度の障がいがある一部の方
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の方のうち、条件を満たしている方
- ③精神の障がいであって、上記と同等程度以上と認められた方

#### 支給制限

- ①児童福祉施設などに入所している場合
- ②障がいを事由とする年金を受給している場合
- ③受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

#### 支給額

月額15,690円(令和6年4月時点)

### 特別児童扶養手当

#### 対象者

障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者の方

#### 障害程度

- ①身体障害者手帳1～3級程度の障がいがある方または4級程度の障がいがある一部の方
- ②療育手帳A1(最重度)、A2(重度)の障がいがある方
- ③精神の障がい(発達障害を含む)であって、上記と同程度以上と認められる程度の方  
※療育手帳B1(中度)、B2(軽度)の方でも精神の障がい(発達障がいを含む)がある場合は対象となる場合があります

#### 支給制限

- ①施設などに入所している場合
- ②受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

#### 支給額

月額 1級 55,350円、2級 36,860円  
(令和6年4月時点)

## 高知県 重度心身障害児療育手当

#### 対象者

障がいのある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者の方

#### 障害程度

特別児童扶養手当の1級相当の障がいがある方

#### 支給制限

- ①障害児福祉手当の受給資格者
- ②児童福祉施設などに入所している場合

#### 支給額

月額7,300円(令和6年4月時点)

【お問い合わせ先】 健康福祉課 ☎22-3115